

# 令和6年度 岡山市商業振興支援制度(補助金)のご案内

## ①商店街活性化計画策定・調査事業

【補助対象者:①商店会】

対象事業	補助率	補助上限額
・商店街活性化計画(商店会自らが商店街活性化するための計画)の策定又はそのための調査費用 ・岡山市以外の国等へ補助金申請又は高度化融資等(補助事業に必要な費用に限る)の申請に伴う専門家への相談費用	1/2	50万円

## ②商店街空き店舗対策事業

【補助対象者:①商店会】

対象事業	補助率	補助上限額
商店街の空き店舗に出店するために必要な店舗改修費用 (店舗外観や内装の改修、調理設備の設置に関する費用など) ※③商店街未活店舗リノベーション支援事業で実施した箇所や備品は、 補助対象外です。	1/2	100万円

## ③商店街未利用店舗リノベーション事業

【補助対象者:⑥建物所有者】

対象事業	補助率	補助上限額
後日公表予定		

### スキーム図



## ④商店街基盤整備事業

【補助対象者:①商店会、②商店会と同様の機能を有する団体】

対象事業	補助率	補助上限額
商店会が維持管理する共同利用施設・設備(アーケード、アーチ、街路灯、共同トイレ、駐車・駐輪場、カラー舗装、ストリートファニチャー、放送設備、防犯設備等)の改修・設置費用	2/3	2,000万円
商店会が維持管理する照明等LED化(アーケード照明、街路灯、デジタルサイネージ等)の改修・設置費用	3/4	1,500万円

※撤去費用は対象外

## ⑤商店街まちづくりリニューアル支援事業

【補助対象者:①商店会】

対象事業
老朽化したアーケードの撤去に必要な取り組み ※令和6年度は予算計上しておりません。当事業の申請を予定する場合は、事業実施の前々年度までにご相談ください。

## ⑥商店街賑わいづくり支援事業

【補助対象者：①商店会、②商店会と同様の機能を有する団体、③任意団体】

事業区分	対象事業	補助率	補助上限額
単独型	・ 商店街への集客や店舗の売上増加に繋がる事業 ・ 商店街の情報発信・宣伝促進により商店街の認知度や魅力が高まる事業	1/2	30万円
商店会連携型		2/3	30万円×連携数 (上限90万円)

## ⑦商店街サポートアイデア協働事業

【補助対象者：④外部団体】

対象事業	補助率	補助上限額
商店街の売上増加に繋がる事業	10/10	20万円

## ⑧岡山市地域商業グループ活動支援事業

【補助対象者：⑤地域商業グループ】

対象事業	補助率	上限額	商業者数	期間	要件
地域の特長を活かして売上増加に繋げていく取組み	1年目 2/3 2年目 2/3 3年目 1/2	50万	3者以上	1～3年	商工団体等との連携

### 補助対象者(詳細は各事業要項をご参照ください)

①商店会	商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会
②商店会と同様の機能を有する団体	法人格を持つ事業協同組合で、商業集積により街区を形成する、商店街と同様の機能を有する団体
③任意団体	上記団体①・②の構成員である、若手商業者や女性等が特定の目的をもって組織した任意団体
④外部団体	定款・規約等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる団体(法人格の有無は問いません)
⑤地域商業グループ	原則同一小学校区で連続した商業圏域が形成されているエリアに実店舗を有し、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む3者以上で構成された商業グループ <b>※マルシェやフリーマーケットなど一時的な店舗の集積によるグループは、対象外</b>
⑥建物所有者	岡山市内の商店街に所在する未活用店舗の建物の所有者

### «補助金申請にあたっての注意事項・問合せ先»

- ・申請は令和6年4月1日以降隨時(予算上限に達し次第受付を終了します)  
但し、⑦商店街サポートアイデア協働事業、⑧岡山市地域商業グループ活動支援事業は異なります。
- ・申請にあたっては、事前相談が必要です。
- ・商店街基盤整備事業のみ国等の補助金との併用が可能です。
- ・その他要件は各事業の要項をご確認ください。

#### 【問合せ先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
 岡山市産業観光局商工部 産業振興課 商業振興係  
 TEL 086-803-1323 FAX 086-803-1738  
 Mail shougyou@city.okayama.lg.jp



商店街支援はこちら



岡山市地域商業グループ  
活動支援事業はこちら